

川口市若年者定住就労促進家賃補助金交付要綱

(通 則)

第1条 川口市若年者定住就労促進家賃補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号。以下「規則」という。）の定めるところによる。

(目 的)

第2条 この要綱は、市内の賃貸住宅に居住し、市内中小企業等に就労する若年者に対して家賃補助金を支給することにより、若年者の市内定住及び市内中小企業等への就労と雇用を促進するとともに、働きやすいまちづくりへの環境整備の推進を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱における用語の定義は以下のとおりとする。

(1) 市内中小企業等 市内に住所を置く、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及びそれに準ずる法人格を有する事業者であって、次のいずれにも該当する者

ア 次の要件をいずれも満たす者であること

(ア) 雇用保険適用事業所であること

(イ) 法人・個人ともに市税を滞納していないこと

(ウ) 補助金の交付対象者に対して、家賃手当を支給していること

イ 次のいずれにも当てはまらない者であること

(ア) 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体に関連すると認められる者

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する者

(ウ) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教性を有する団体等と認められる者

(エ) 市の外郭団体

(オ) 前各号に掲げる者のほか、第2条の目的に鑑み、支援金を支給することが不適當であると市長が認める者

(2) 法人格を有する事業者 会社、一般（公益）社団・財団法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人、学校法人、中小企業等協同組合法に基づく組合

(3) 家賃 支払う賃料のうち、駐車料、共益費、管理費、町内会費などの経費を除いたものをいう。

(交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点において、年齢が満30歳以下である者

(2) 補助金の交付を受けようとする期間及び補助金の交付を受けようとする年度

の10月1日時点において次のいずれにも該当する者

- ア 本市に住民登録がある者
- イ 市内中小企業等に勤務する正社員（事業主及び役員等と同一生計者で、3親等以内の家族従業員を除く。）である者
- ウ 市内の民間賃貸住宅に居住し家賃を支払っている者
- エ 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約者本人である者
- オ 当該民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る家賃を滞納していない者
- カ 市税を滞納していない者
- キ 生活保護を受給していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
- (3) 市長が補助金の交付をすることが不相当であると認めた者
（補助対象経費）

第5条 補助金の対象となる経費は、交付対象者本人が支払った家賃とする。

2 同一内容、同一経費で既に他の補助制度による補助を受けている場合は、その額を差し引いた額を補助対象とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、一人につき月額1万円とする。ただし、前条に規定する補助対象経費がこれを下回る場合は、補助対象経費の額を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の申請は、一人につき最大3年間とする。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする年度の前年の10月から翌年の9月までの1年間とする。ただし、新たに採用された者（年度の途中を含む。）については、次の各号に定める時期に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 交付を受けようとする年度の毎月1日（同年度の4月から8月までの間に限る。）に新たに採用された者 採用された月から採用された月が属する年度の9月までの期間
- (2) 交付を受けようとする年度の9月1日に新たに採用された者 1月
- (3) 交付を受けようとする年度の毎月2日から同月末日（同年度の4月から7月までの間に限る。）までの間に新たに採用された者 採用された月の翌月から採用された月が属する年度の9月までの期間
- (4) 交付を受けようとする年度の8月2日から同月末日までに新たに採用された者

1月

(5) 交付を受けようとする年度の前年度の毎月1日（同年度の10月から3月までの間に限る。）に新たに採用された者 採用された月から翌年度の9月まで

(6) 交付を受けようとする年度の前年度の毎月2日から同月末日まで（同年度の10月から3月までの間に限る。）に新たに採用された者 採用された月の翌月から翌年度の9月までの期間

2 補助対象期間中に勤務先を変更した場合は、補助金申請時の勤務先での在籍期間のみを補助対象期間とする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、川口市若年者定住就労促進家賃補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し（市の調査について同意があれば不要）

(2) 市税納税証明書（市の調査について同意があれば不要）

(3) 当該賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

(4) 賃貸借契約状況等申告書（様式第2号）

(5) 家賃支払い証明書（様式第3号）または家賃を支払ったことがわかるもの（通帳の写しなど）

(6) 雇用保険被保険者証または雇用保険資格確認通知書の写し

(7) 勤務証明書（様式第4号）

(8) 補助金申請者の補助金交付申請に係る勤務先の調査同意及び宣誓書（様式第5号）

(9) その他市長が必要とする書類

2 前項に規定する申請書類は、市長が別に指定する日までに提出しなければならない。

（交付決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金の額を決定し、川口市補助金交付決定通知書（様式第6号）により補助金申請者（以下「交付決定者」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の交付決定をしたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に反したとき

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、交付決定者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(補助対象期間の特例)

2 第7条本文の規定にかかわらず、令和5年度に補助する場合における補助対象期間は令和5年4月1日から令和5年9月30日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(適用)

2 改正後の第6条の規定は、令和5年4月1日に遡及して適用する。